

和歌山市観光パンフレット作成業務委託 仕様書

1 業務目的

一般社団法人和歌山市観光協会は、外国人観光客の誘客促進を図るため、和歌山市の魅力ある歴史、自然、食等を広域に発信するとともに、和歌山市を訪れる観光客に対して詳細な観光情報を提供できるパンフレットを作成する。

2 委託業務の名称

和歌山市観光パンフレット作成業務

3 委託期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) パンフレット全体の構成

構成は、以下の内容を含めること

- ・観光名所及び施設の詳細
- ・体験施設の詳細
- ・ご当地グルメ、飲食店の情報
- ・お土産
- ・温泉、宿泊施設の情報
- ・海水浴場の情報
- ・主なイベント
- ・交通アクセス（和歌山市内の二次交通を含む）

(2) 原稿作成及び翻訳（英語）

(3) 編集

(4) 印刷

(5) その他パンフレット作成に係る必要な業務

5 印刷仕様

| | |
|------|------------|
| 本文 | 16項 |
| 仕上寸法 | A4サイズ |
| 紙質 | コート紙90kg以上 |
| 刷色 | 両面カラー印刷 |
| 製本 | 中綴じ |

ただし、企画提案により上記仕様以上の提案可。

6 成果品

本業務で納品すべき成果品は、次のとおりとする。

- (1) パンフレット 10,000部
 - (2) 電子データ (CD-ROM) 1枚
- ※イラストレータ等加工可能なデータ及びPDFデータ

7 納入期限 平成30年1月31日(水)

8 納品場所

一般社団法人和歌山市観光協会事務局
和歌山市一番丁3番地

9 成果品の訂正等

成果品の引き渡し以後において、明らかに受託者の責に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、すみやかに訂正、補足その他の措置を講じなければならない。

10 所有権の移転

成果品の所有権は、受託者が委託者に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、受託者から委託者に移転するものとする。

11 著作権の譲渡

本業務委託により作成されるデザイン、写真等すべての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を委託者に譲渡する。

12 その他

受託者は提案する企画内容において、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。